

# 日野総合事務所だより

## Contents

目次

(連載) 地域の自立 (第13回) ……	2~3	農林局 ……	12~13
日野高校 ……	4~5	県土整備局 ……	14~15
日野郡の宝もの ……	6	おしらせ ……	16~20
県民局 ……	7~10	日野郡民会議 ……	21~28
福祉保健局 ……	11		







鳥取ルネッサンス  
地域の自立と再生を!

地域の自立「鳥取ルネッサンス」の話

(第13回)

地産地消に取り組む  
女性たち!!

地産地消は栽培から消費までの  
広い活動です。

日野郡はこの活動の生産地のひ  
とつでもあり、消費地でもあります。  
食材、加工の原料の生産、加工  
販売までには、歴史と言えば少々  
大げさかもしれませんが、それぞ  
れの地理的条件を上手に暮らしの  
中にいかした、技と暮らし方が日  
野郡には残っています。それが地  
産地消の言葉で一步前に進むこと  
ができました。

地産地消の活動を担っている女  
性達の活動の一端を紹介します。

1.地域の特性を活かした野菜を栽培し、直売所も郡内7ヶ所できています。



日南試験地で野菜作りの勉強をしました。



少量多品目で出荷されています。



直売所では、新鮮で豊富な農産物や加工品、イベントが人気です。



2.各種の加工、料理に取り組んでいます。



給食への食材を供給、試食会も行っています。



昔ながらのもちつきをします。  
きょうは、山ぶどうのもち作り!



加工所が新しくできました。  
もちの他、お弁当も作ります。



わらぼうりも加工品です。



地元産そば粉をつかって、そばうち体験教室も行っています。

3.大切な仲間とのコミュニケーション!!



イベントは、グループの  
取り組みを発表する大  
切な場です。



材料もちよりの食事会は、  
我が家の味の交換会です。



正月のしめなわ用イネも  
協同で田植えました。

問い合わせ先

農林局日野農業改良普及所  
電話 0859-72-2026  
担当 森田 陽子



# 平成17年度進路指導年間計画表

	3年	2年	1年	備考
4月	進路ガイダンス 進路LHR クレベリン検査(13日) 第1回進路調査(下旬) 公務員・就職模試(22日)	進路ガイダンス 進路適性検査(13日)	進路オリエンテーション 学研基礎力テスト(18日)	各種統計調査報告 年間計画作成 年間努力目標 進路用証明写真撮影
5月	学研模試(9・10日) 公務員・就職模試(27日)		職業レディネステスト(中旬)	進路のしおり編集開始 進路指導委員会 中間考査 県外企業・学校訪問(中旬)
6月	進路講演会 進研模試(9・10日) 公務員・就職模試(17日) 学研小論文テスト(13日) 危険物取扱者試験 進路LHR 進路保護者会	第1回進路調査(中旬) 学研実力テスト(9・10日) 学研小論文テスト(13日) 進路LHR 進路保護者会	第1回進路調査(中旬) 進路LHR 進路保護者会	県内企業訪問 求人開拓・就職定着指導 進路のしおり発行 模擬面接開始(下旬) 期末考査
7月	進路LHR 公務員・就職模試(8日) 進研模試(11・12日) 第2回進路調査 夏期講習1期(下旬)	進研学力テスト(11・12日) 夏期講習1期(下旬)	進研学力テスト(11・12日) 夏期講習1期(下旬)	求人受付開始(1日) 就職用調査書準備 保護者会 進路指導委員会
8月	夏期講習2期(上旬) 就職希望者保護者会 進路LHR	夏期講習2期(上旬)	夏期講習2期(上旬) 学研基礎力テスト(25日)	PTA懇談会 就職定着指導 求人開拓 進学用調査書準備 校内推薦委員会
9月	進路LHR 学研小論文テスト(12日) ベネッセ・駿台マーク模試(27~29日)	進路LHR 学研小論文テスト(12日) 公務員・就職模試(22日)		就職出願開始(5日) 国家種一次(上旬) 就職選考開始(16日)
10月	第3回進路調査 ベネッセ・駿台記述模試(19~21日)			中間考査 大学入試センター試験出願(中旬)
11月	就職未決定者保護者会 学研私大・短大模試(8・9日) 東京アカデミー看護学校試験(8・9日) 危険物取扱者試験	進路LHR 第2回進路調査 公務員・就職模試(4日) 進研学力テスト(8・9日)	進路LHR 第2回進路調査 進研学力テスト(8・9日)	大学推薦入試開始
12月	センタープレテスト	公務員・就職模試(9日)		期末考査 保護者会
1月	就職内定者特別指導		学研基礎力テスト(17日)	大学入試センター試験(中旬) 二次出願(下旬) 3年学年末考査 私立大一般入試開始
2月	3年自由登校	進路LHR 第3回進路調査 公務員・就職模試(10日) 進研学力テスト(13・14日)	進研学力テスト(2・3日) 進路LHR 第3回進路調査	二次試験前期(下旬)
3月	進路状況整理 進路のまとめ	進路説明会(中旬)		1・2年期末考査 二次試験後期 各種統計調査報告

# 日野高校



総合学科は、普通科目や専門科目を選択科目としてたくさん設置し、生徒一人ひとりが興味・関心や進路希望に合わせて、主体的に科目を選んで学習する学科です。

将来の進路を考える機会を多く設けたり、進学や就職など個々の進路希望に応じた力をつける取り組みが大切となつてきます。

本校では、1年次「産業社会と人間」2・3年次「総合的な学習の時間」の授業を活用したり、進路指導部を中心とした進路指導計画に基づいた取り組みを行っています。

6月には、各学年ごとに保護者対象の「進路説明会」を実施しました。



進路保護者会

## 進路指導について

### 1年次生 「産業社会と人間」

- 5月 農業科目体験を含め、教科科目について調査
- 6月 事業所・学校見学(希望別に4ルート)
- 8月 夏課題研究
- 9月 卒業生に聞く(講師12人)
- 10月 第1回社会人講演(講師4名)
- 1月 ライフプラン作成(講師4名)
- 2月 学習発表会
- 3月 第2回社会人講演(講師1名)



事業所見学「菊水フォーミング」

### 2年次生 「総合的な学習の時間」

- 5月 社会人講演(マナー講習)
- 6月 社会人講演(働くための心構え)
- 8月 職場体験実習(3日間)
- 9月 職場体験実習発表会
- 10月 「私のしごと館」(京都)訪問
- 12月 グループ制作「根雨のまちマップ」作り
- 2月 課題研究テーマ設定学習発表会



農業科目体験「メンテナンス」溶接

### 3年次生

3年次生は、進路希望実現のための具体的な指導が中心となります。

特に、7月から求人開始の就職希望者については、まだしなみのチェックや、試験までに30回程度の面接練習を行います。また、進学希望者・就職希望者ともに、学科試験のための講習など意欲的に取り組んでいます。



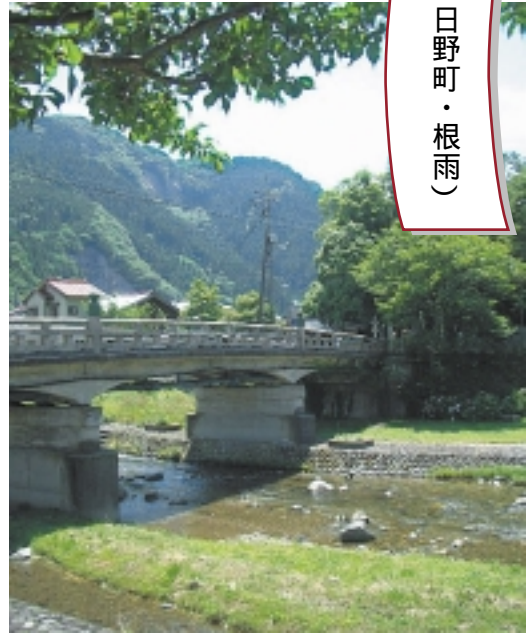
職場体験「こしき保育園」



# 日野郡の宝もの

（歴史的・文化的資産を訪ねる）

## 祇園橋（日野町・根雨）



出雲街道から根雨神社への参道として板井原川にかかる橋が祇園橋です。  
現在の橋は昭和8年に県道根雨新見線の祇園橋として架けられました。全体は鉄筋コンクリート構造ですが、高欄には擬宝珠を取付けてあり、橋の両端の四隅にはマス形の橋袂と花崗岩の石灯籠があるなど、木造橋を感じさせる作りになっています。根雨神社の社叢や板井原川の石積み護岸とよく調和してすばらしい景観を形成しています。  
また、板井原川はすぐ水辺に近寄れる親水性の高い護岸で、祇園橋とあわせて一帯は住民の憩いの場となっています。  
祇園橋の名前の由来 日野町にゆかりのある長谷部信連公が京都を偲んで根雨神社を祇園に見立て、その参道の橋として「祇園橋」と名付けたと言われています。

## 平成17年度「日野郡そば研究会」の取り組み

日野郡では、平成十六年にそばの栽培面積が一〇〇haを越えましたが、台風、長雨により作柄が近年では最悪となりました。  
日野郡そば研究会（会長 田辺真幸）では本年度の取り組みとして、天候で収量が左右されるリスクを分散するため夏そば（五月播種、七月収穫）の試験栽培をおこないます。その他そばの消費拡大と日野郡産そばのPRに向けて、昨年に引き続き「日野郡そばの情景フォトコンテスト」（下記参照）、「日野郡新そば祭」を開催予定です。

### 問い合わせ先

県民局 県民課  
電話 0859-72-2084  
担当 渡辺 功



そばの花の見頃 9月上旬から下旬見られる場所は裏面の地図にあります

### 募集要領

テーマ 鳥取県日野郡内のそばの花、そば打ち、日野郡内のそば店でそばを食している情景など  
その他日野郡のそばに関する被写体であれば何でも結構です。  
（注）被写体が日野郡内で撮影されることを条件とします。  
サイズ カラープリント2L以上4切まで（ワイドOK）、デジタルプリント（デジカメ）はA4  
メ 切 10月7日（金）当日消印有効  
審査 渡辺 彰造 氏  
発表 10月末（入選者には通知します）  
入選者・作品は、新聞、日野総合事務所ホームページで公開します。  
必募先 ①〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 日野総合事務所県民局県民課  
TEL 0859-72-2084 FAX 0859-72-2072（事務担当 渡辺、塚田）  
②山陰フジカラー取扱店（応募用紙は、山陰フジカラー取扱店にあります）

### 賞

- 金賞 1点【賞状・賞金5万円】
- 銀賞 1点【賞状・賞金3万円】
- 銅賞 1点【賞状・賞金1万円】
- 山陰フジカラー賞 1点【賞状・記念品】
- 佳作 10点【記念品】

### 注意事項

- 入賞作品は返却いたしません。
- 入賞者には、原稿フィルム、デジタルデータの提出を求めます。
- 応募作品の著作権および著作権は主催者に帰属し、観光ガイド等に活用させていただきます。入賞しなかった際、作品の返却を希望される方は返送用切手を同封して下さい。

### こんな茶屋ができました

6月5日（日）に舟場（日野町）・間地（伯耆町）の両自治会を中心に「出雲街道の歴史を訪ねる会」を開催し、峠の茶屋、弁当など地元ボランティア80名の手作りで100名の参加者をお迎えしました。

担当 県民局県民課 別所秀典  
電話 0859-72-2083

間地峠の茶屋

竹の葉で包んだ弁当

案内板 牛馬つたの石 出雲街道

通行手形



イベント情報

# さあ、子どもも大人もまってきました なつ！ なつ！

## 日野川カヌー教室

日野川のカヌーはとっても楽しい~ですよ、  
どなたでもOKですので、この機会をお見逃しなく!!

日 時：8月6日(土) 午前9時30分~11時30分  
7日(日) "

定 員：20人

場 所：リバーサイドひの付近(日野町下榎)

申込み先：日野町公民館

電話 74 - 0212 (担当三好)

事前に電話で申し込み下さい。



## かっぱまつり 8月28日(日)



ヤマメ、イワナなどのつかみ取りや、バーベキューなど、子どもから高齢者の方まで楽しく遊んで頂ける内容で、遊びながらふるさとの川や自然の大切さを学んでいただくイベントです。

開 催 日 8月28日(日) 午前10時~  
会 場 江府消防署日南出張所前日野川河川敷(日南町生山)  
開 催 内 容 魚のつかみ取り(ヤマメ、マス、イワナ)  
バーベキュー大会  
問い合わせ先 日南の水をまもる会事務局  
電話 77 - 3010

なお、参加費は小学生・中学生が前売り券500円、高校生以上の大人が前売り券1500円です。当日券はそれぞれ500円高くなっています。

夏休み最後の楽しい思い出に、ご家族、友だちなどお誘い合わせの上、多数ご参加下さい。

## 江尾十七夜 8月17日(水)

皆さんお待ちかねのお祭りが今年も行われます。  
ノスタルジックな気分をたっぷりお楽しみ下さい。

前日イベント 8月16日(火)

午前10:00 マスつかみ取り(せせらぎ公園)

十 七 夜 8月17日(水)

午後1:00 少年相撲教室・大会

(江美神社境内広場特設会場)

5:30 江美城太鼓(町内流し打ち)

7:00 舟谷川灯ろう・仁輪加(町内)

日野川子供太鼓・創作太鼓・伯耆天神ばやし太鼓(江尾駅前ステージ)

8:00 南大山踊り・こだいぢ踊り(上之段広場)

8:30 火文字(久連山)

9:00 花 火(町運動公園グラウンド)

(終 日) 山車展示(町内各展示場)



問い合わせ先  
江府町役場地域再生推進課  
電話 75 - 3305

# 地域の自立を目指して

## 若者が、農業とボランティアで地域づくり支援

若者ひの地域づくり支援隊  
代表・山下 弘彦

昨年度、日野ボランティア・ネットワーク(ひのぼらねつと)が県から委託を受けて、日野町上菅地区を拠点に活動した「若者地域づくり支援事業」。昨年度活動に関わったメンバーを中心に結成した「若者ひの地域づくり支援隊」でこれを引き継ぎ、今年度は自立支援交付金事業として行っています。



慣れない機械に四苦八苦しながら、ネギ畑の畝づくり。青々としたネギ畑ができるのを楽しみに、手入れしています。



雨の少ない今年は、水やりが活動日の日課です。ていねいな作業で、辛味大根はすくすく育ってきました。



作業はアドバイザーも一緒に。地道な農作業に励む活動者を支えています。

主な作物は、白ネギと辛味大根。買っていただけを作ることを目指して、ていねいに世話をしています。このほかに、スイートコーン・ゴボウ・スイカ・ゴーヤ・オクラ・ナス・トマトなども少しずつ作り、収穫を楽しみにしています。今年は雨が少ないので、作業の中心は水やり。だんだん暑くなる中で忍耐のいる仕事ですが、合間にタケノコ掘りなども楽しみながら、汗を流して励んでいます。

問い合わせ先 県民局 県民課 電話：0859 - 72 - 2086 担当：宮本佳世子



# 不正軽油の撲滅にご協力ください

不正軽油って？

ディーゼル車などの燃料として使用される軽油に、灯油や重油などを混ぜた燃料や灯油や重油などによって製造された燃料を軽油と偽り販売しているものです。

なぜ撲滅が必要なの？

脱税行為である。  
不正軽油は、納税の必要な軽油引取税 32・1円/リットルを納めていない。人の健康や環境へ悪影響を与える。

通常の軽油より排気ガス中に有毒物質が多く、呼吸器に害を及ぼします。

雨水と反応し亜硫酸ガスを発生させたり、土に浸透し土壤汚染をもたらす「硫酸ピッチ」が不法投棄されています。

エンジン不具合・損傷の原因となる。  
・燃料噴射ノズルが焼き付くなどのエンジントラブルの原因となっています。

不正軽油をどうやって見分けるの？

不正軽油をひと目で見分ける方法はありませんが、次のような場合は「不正軽油ではないか？」という疑いの余地があります。

購入した軽油が、茶褐色や黄色をしている場合。（通常の軽油は、無色透明又は薄黄緑色）【サンプル写真添付】

価格が市価と比較して著しく安い。

不正軽油に関するこんな情報をお寄せください。

空き地や倉庫の周囲が高い塀で囲われ、刺激臭がする。

深夜・早朝に社名のないタンクローリーが頻繁に出入りしている。

価格が著しく安い、軽油の色がいつもと違っている。

【これだけ違いがあります！】



両端2本が「不正軽油」、中2本は「正規の軽油」です。

【こんな調査も行っています！】



車両の燃料タンクから直接軽油を採取し、不正軽油の検査を行っています。

情報の窓口

鳥取県西部県税事務所

課税課 問税係

(0859)311-9626・96

問い合わせ先

県民局 県民課

電話 0859-7212083

担当 別所 秀典

## 食中毒予防を心がけましょう

これから夏を迎え、気温の上昇とともに食中毒の起こりやすい時期となります。日野郡では、平成13年以来、食中毒は発生していませんが、県内では過去10年間で117件の食中毒事件があり、そのうち59件（50・4％）が家庭で発生しています。食中毒予防の三原則「清潔」「迅速」「加熱又は冷却」を守り、安全な食生活を送りましょう。

**食中毒予防の三原則**  
**「清潔・迅速・加熱又は冷却」**

### 1 清潔（細菌をつけない）

調理前、調理中はセッケン等で十分に手を洗い、食中毒菌を洗い流しましょう。

肉・魚・野菜を扱う専用のまな板、包丁を用意し、相互の汚染を防ぎましょう。（複数のまな板等が用意できないときは、取り扱う食品ごとに熱湯等で殺菌することが大切です。）

### 2 迅速（細菌を増やさない）

調理後の食品はなるべく早く食べましょう。



### 3 加熱又は冷却（殺菌するまたは増やさない）

加熱する食品は十分に加熱しましょう。やむを得ず保存する等、食べるまでに時間をおく場合は冷蔵庫に保管します。

## 腸炎ビブリオ食中毒にご注意

夏季に頻発する食中毒の代表として腸炎ビブリオ菌を原因とするものが挙げられます。これは、海水中に存在する腸炎ビブリオ菌が、その海水温度の上昇とともに活発化して鮮魚介類に付着。その後、室温放置など不適正な取扱いで菌が増殖した鮮魚介類を食することにより生じる食中毒です。主な症状としては、腹痛、水様性の下痢、発熱などです。

この食中毒を予防するには特に下記のごとくに心がけることが大切です。

- 1 腸炎ビブリオ菌は真水に弱い。鮮魚介類は水道水で十分に洗うこと。
- 2 鮮魚介類は必ず冷蔵保存（0℃以下、できれば4℃以下）すること。
- 3 鮮魚介類に使用した包丁、まな板などの調理器具は熱湯等で殺菌すること。

問い合わせ先

福祉保健局 保健衛生課

電話 0859-7212039

担当 須田 崇彦





木谷沢(江府町)の溪流と溪畔林

# 『森と水』

〜森林の水源かん養機能を高めていくために〜  
 4月、5月、そして梅雨に入っても少雨が続き、日野川では取水制限に入るなど、湯水が深刻化しました。日野川の水は、飲み水など生活用水としては勿論のこと、農業用水や工業用水として、流域の人々の生活を支え続けています。

4月から『森林環境保全税』がスタートしました。県では、手入れがされずに放置されている奥地の水源地域等の人工林で40%程度の間伐を行う、とつとり環境の森緊急整備事業の候補地を募集しています。

日野郡の民有林の約6割(約3万ha)が人工林です。この人工林の間伐を適切に行っていくことが、水源かん養機能を高めていく上でも重要な課題となっています。

森も水を消費していますが、森がなくなると降った雨が一拳に川に流れ出てしまいます。私たちにとつて川の水は年間を通して、できるだけ同じようにじっくりと流れてくれることが必要です。

ただ何気なく流れているだけと思われがちな「日野川の水」、そしてその「源流の森」について、この機会に考えたいと思います。

## 『とつとり環境の森緊急整備事業』 を行う人工林を募集しています！

対象となる林	手入れがされずに放置されている 奥地の水源地域等の人工林(特に、共有林・財産区有林等は優先採択されます。)
事業内容	森林の公益的機能を高めるため、林の中に広葉樹や下草が育つよう、県が事業主体となって40%程度の間伐を行います。
負担割合	県 10/10
条件等	市町村と所有者で『とつとり環境の森づくり協定』を結びます。一定期間(原則80年生まで)は皆伐や転用はできません。

### 水循環に対する森林の影響



(資料)『もり』は水の源(鳥取大学 奥村武信氏講演資料(一部変更))

問い合わせ先  
 農林局 林業振興課  
 電話 0859-72-2017  
 担当 大西・杉浦

# 『野草茶づくりはじまりました』

日南町花口の生活改善グループ「すみれ会」(代表 新田禎子18名)は毎年会員が総出で野草茶づくりに取り組んでいます。みなで近くの山に出かけ、お茶の材料となる野草木採りをします。この作業をグループでするようになって、今年で18年目を迎えます。今年も6月の梅雨の合間、天候の良い日を見計らい、桑、柿、よもぎ、すぎな、くま笹、どくだみ等を次々と採取しました。作業は6〜7月にかけて行われ、ほたる草、おおばこなど20種類程度の野草木の加工が続けられます。

お茶は熱くてもよし、冷やしてもよしで、会員の自家用はもちろん、なつかしさや健康志向に支えられ、イベントをはじめとして町内の直売施設で販売されています。

またこの共同作業の後には会員持ち寄りの昼食が楽しみの一つです。山菜を中心とした煮物、漬け物、和え物、炒め物がお皿いっぱい並び、にぎやかなおしゃべりとともに、加工や料理方法の交換も行われ、重要な技術伝承の場でした。

#### 問い合わせ先

農林局 日野農業改良普及所  
 電話 0859-72-2026  
 担当 森田 陽子



熱くても冷してもお好みで



早朝からの共同作業で野草を集めました



梅雨のあいまの晴天に干し上げます



共同作業の後の楽しみの一つ もちより昼食会



## 「生山道路」の開通

江府三次道路の一部区間を形成する「生山道路」は日野町福長と日南町霞を結ぶ4.6kmの自動車専用道路です。

鳥取県西部地域における地域高規格道路としては、初めて供用するもので7月26日(火)午前11時から開通式を行い一般に交通開放しました。

### 整備概要

- 事業名: 一般国道183号道路改修事業(国庫補助事業)
- 事業期間: 平成9～17年度
- 総事業費: 約143億円
- 事業規模: 延長4.6km、幅員W=7.0(11.5)m[2車線]
- 主要構造物: 生山トンネル407m、北ノ原トンネル890m  
生山大橋150m(他6橋)



生山大橋



かすみIC



北ノ原トンネル

#### 問い合わせ先

担当 電話 県土整備局計画調査課  
奈須 郁 0859-722059

## 江府三次道路の整備状況について

地域高規格道路「江府三次道路」は、鳥取県米子市を中心とする鳥取県西部地方生活圏と広島県三次市及び庄原市を中心とする広島県備北地方生活圏を相互に連絡する延長約90kmの道路です。

この道路は、米子自動車道や中国自動車道と一体となって、生活圏各市町村と中心都市の連絡時間を短縮し、交流圏の拡大が期待されます。



### 江府道路と鍵掛峠道路の新規事業化

#### 1. 概要

一般国道181号「江府道路」及び一般国道183号「鍵掛峠道路」は、江府三次道路の一部を構成すると共に、現道の線形不良箇所等の交通隘路区間の解消を目的としています。平成17年3月に整備区間に格上げされ、本年度から事業化となりました。

#### 2. 計画概要

[江府道路]  
位置: 日野郡江府町佐川～武庫  
事業費: 約130億円  
延長: 約4.6km

[鍵掛峠道路]  
位置: 日野郡日南町新屋～庄原市西条町高尾  
事業費: 約230億円  
延長: 約12km

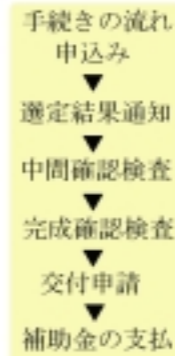


### 新・木の住まい助成制度

最大で75万円の助成を受けられます

**【県産材活用促進助成】**  
 ▼条件  
 ○県内に自ら居住するための新築の木造1戸建住宅  
 ○延面積 80㎡以上280㎡以下  
 ○県産材を10m<sup>3</sup>以上使用  
 ○平成19年1月末日までに工事が完了又は登録を受けた建売住宅を購入すること  
 ○県内に本拠地を置く施工業者等によって建設されるもの  
 ○完成後、見学会などPRに協力いただける方  
 ▼補助金額  
 県産材使用量に1m<sup>3</sup>あたり3万円を乗じて得た額（限度額60万円）  
 また、以下の伝統的な工法による条件を満たされる方には、さらに15万円を助成します

**【伝統技術活用促進助成】**  
 ▼条件  
 県産材活用促進助成の条件を満たす在来軸組工法の住宅で次に掲げる基準のうちいずれか2つ以上の基準を満たすもの  
 ①手刻み加工  
 ②外壁を下見板張り  
 ③左官仕上げ  
 ④日本瓦葺  
 ▼補助金額 15万円



問い合わせ先  
 県民局 県民課  
 電話 08591722085  
 担当 土井一寛



左官仕上  
 外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げもしくは漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗壁としたものをあわせて施工面積40㎡以上

下見板張り  
 県産材を使用して外壁を40㎡以上下見板張りとしたもの

### 雇用創出支援奨励金のお知らせ

事業主の皆さん、今一度ご確認ください！

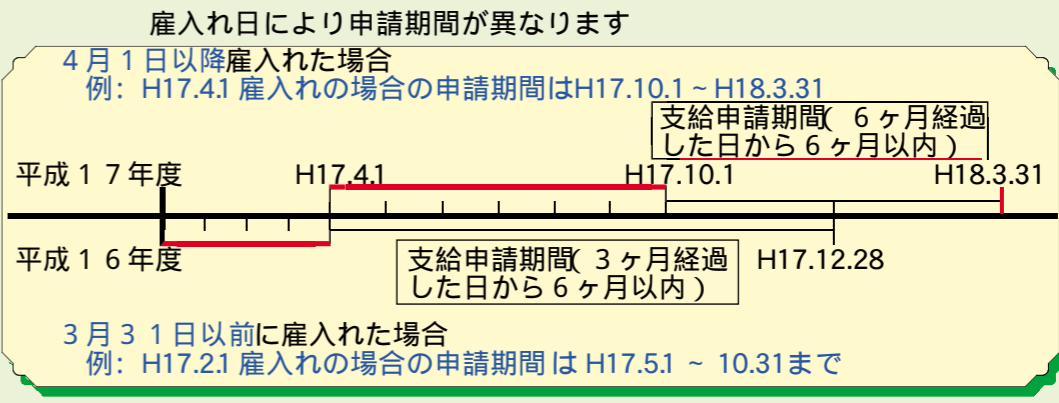
県では新規卒業者や解雇、倒産などで失業を余儀なくされたかたなどを新しく雇われた事業主のかたに、一定の要件のもとで、申請に基づき、奨励金を支給しています。

支給金額(1人につき)  
 ・中小企業等雇用創出支援奨励金 30万円  
 ・新規・成長分野雇用創出支援奨励金(事業認定等を受けた事業主に限る) 70万円

対象事業主  
 県内に所在する事業所で、雇入れ6ヶ月前から奨励金支給決定時までに事業主都合による常用労働者の解雇がないこと  
 対象労働者  
 ・事業主都合による離職者  
 ・公共職業訓練等受講修了者  
 ・新規学校卒業業者

申請期間  
 平成17年4月1日以降採用者は両奨励金とも雇入れから6ヶ月経過した日から6ヶ月以内(ただし、平成18年3月31日まで)

問い合わせ先  
 県民局 県民課  
 電話 08591722085  
 担当 永見 将



### 日野郡男女共同参画連絡会からのお知らせ

#### 男女共同参画推進講座(リーダー研修)開催!!

日野郡男女共同参画連絡会では、今年度の事業として、男女共同参画推進講座(リーダー研修)を開催します。講師に、大月悦子さん(倉吉市男女共同参画推進会議会長)をお迎えし、8月・11月・1月の合計3回の開催を予定しています。講義内容等詳細については7月下旬に決定しますので、県民課窓口にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先  
 県民局 県民課  
 電話 08591722078  
 担当 西村 裕子

### 歴史セミナーの開催

日野総合事務所では8月から毎月第3水曜日(8月は第4水曜日)に出雲街道、たたら製鉄等、日野郡の歴史について地元から講師を招き、「歴史セミナー」を開催します。どなたでも無料で参加できますので、皆様是非ご参加ください。

8月24日 出雲街道と参勤交代  
 9月21日 出雲街道の道標(道しるべ)  
 10月19日 根宿の番所  
 講師 川上 護  
 11月以降のテーマ、講師は未定です。

問い合わせ先  
 県民局 県民課  
 電話 08591722083  
 担当 別所 秀典

### 鳥取の食文化のPRに取り組んでいる方を応援します

「とっとり食の宝人」として登録されると...

登録証を交付します。  
 ・鳥取県のホームページで登録リストを公開し活動をPRします。  
 ・「鳥取ルネッサンス運動」推進の一環です。

どんな制度?  
 鳥取の伝統料理・郷土料理、地元食材を使用した料理の普及啓発活動等に積極的に取り組んでいる方を「とっとり食の宝人」として登録します。  
 「とっとり食の宝人」の活動をさらに自信と誇りを持った活動として広く認知し、鳥取の食文化を確立しようとするものです。

どんな人が登録できるの?  
 ・地元食材を活用した料理を作ったり、そのPRをしている。  
 ・郷土料理の伝承や交流活動に積極的に取り組んでいる。  
 ・県内外へ「とっとり食」の食の情報発信をしている。  
 など、鳥取の食文化のPRにがんばって行っている方が対象となります。

登録するには...  
 「とっとり食の宝人登録申込書」に活動内容、関係団体等の意見等をご記入の上、日野総合事務所県民局に郵送または持参してください。  
 なお、自薦に限らず、推薦による申込み手続きもあります。

鳥取ルネッサンス  
 地域の自立と再生を!



## 「とっとり食の宝人」に登録しませんか?

申し込み書は総合事務所  
 県民局にあります。  
 問い合わせ先  
 県民局 県民課  
 電話 08591722084  
 担当 渡辺 功



## 日野郡地域教育担当指導主事の紹介

4月から、日野総合事務所県民局内に日野郡3町の地域教育を担当する指導主事が、西部教育事務所から派遣されています。また、日南町・日野町・江府町それぞれの地域の特徴を把握し活動計画を立てている段階ですが、各町の教育委員会と連携しながらそれぞれの教育課題に対応していきたいと思えます。また、日野郡全体の活動も視野に入れて、学校・家庭・地域の連携をより強くしていこう、かけがえない子どもたちを地域で育てていこうという気運が高まっていくよう頑張りたいと思っています。

これから少しずつ、各小・中学校の授業を含む活動の中で、PTA活動や研修会の場で、地域の社会教育活動などで、姿を見かけられる場面も増えていくと思います。また、活動の様子も広報していきたいと思えます。ご意見やご要望がありましたら気軽に連絡してください。



### 問い合わせ先

県民局内  
電話 0859-72-2075  
担当 清水 和祥

## 振り込め三兄弟に御用心!

### 架空請求

突然の「最終通告」。身に覚えのない請求のハガキであなたからの電話を待っています。ハガキでくる請求は架空請求ですので無視しましょう。



### オレオレ詐欺

「オレオレ」とはもう言わない。警察、弁護士、医者……。あなたにお金を振り込ませようとして狙っています。あなたの家族の個人情報を入力しているケースもあります。



振り込む前にまず確認を。誰でも良いので、身近な人に相談してみましょう。

### 融資保証金詐欺

DM、チラシ、FAXなど低利率の「融資」を持ちかけます。融資を申し込むと「信用能力の確認」「保証金」「振込名目でお金を振り込ませ、騙し取りまします。貸金業者がそのような名目で、事前にお金を振り込ませることはありません。



困ったときは各警察署・各市町村又は消費生活センター相談室までご相談ください。

### 問い合わせ先

西部消費生活相談室  
住所 米子市末広町74  
電話 0859-34-2648  
鳥取県警総合相談室  
住所 鳥取市東町1丁目271  
電話 0857-27-9110

## 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例

(通称：アイドリングストップ条例)

平成17年4月1日から施行されました。

県民の皆さんからの提案をきっかけとして誕生しました。アイドリングストップとは?

駐停車時(自動車が走っていない時)にエンジンを停止することにより、二酸化炭素排出量を削減することにつながります。また、一人一人が参加できる地球にやさしい行動です。この条例では、アイドリングストップを推進するために必要な事項を定めています。

### 【自動車運転する者の責務】

信号待ち、交通渋滞等の場合を除き、アイドリングストップを行わなければならない。

### 【認証制度】

積極的にこの運動に参加していただける推進事業所及び宣言する個人(宣言者)に対し、知事が認証し、応援する制度が設けられています。

暑い時期ではありませんが、アイドリングストップに御協力ください。

### 問い合わせ先

福祉保健局 保健衛生課  
電話 0859-72-2039  
担当 秋田 麻美

日野川の源流と流域を守る会

## 日野川・森と川の楽校

源流の森や、日野川の水辺に触れあいながら学ぶ『日野川・森と川の楽校』を次のとおり開催します。参加を希望される場合は事前にお申し込みください。

詳しくは、農林局林業振興課内の事務局にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

農林局 林業振興課  
電話 0859-72-2021  
担当 谷口 紳一

名称	日時	場所	内容
森の楽校	7月30日(土) 午前9時~12時	日南町菅沢 呼子キャンプ場	里山の生きもの観察など
川の楽校	7月31日(日) 午前9時~12時	日吉津村富吉 日吉津水辺の楽校	水辺の生きもの観察など



森の楽校



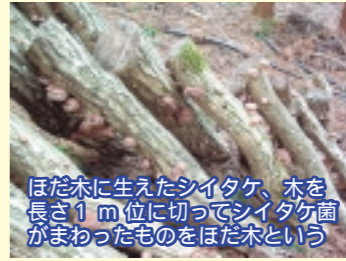
川の楽校



# しいたけのおいしい話

安全でおいしい原木シイタケ

日野郡ではコナラなどの木に、シイタケ菌の種駒を打ち込んで菌をまわらせて発生させる原木栽培に力を入れていきます。シイタケ菌は原木の養分を吸収して育ち、晩春と早春の二回おいしいシイタケとなって出てきます。自然の恵みと栽培者の努力が合わさった一品です。



きのこセンター理事長賞を受賞されました。また、鳥取県は、入賞点数が多い順番で決まる総合成績で四年連続二位という小さな県として、は誇るべく快挙を成し遂げました。こうしたレベルの高い技術を持った生産者のおいしいシイタケが安心して食べられるのは、とても幸運なことかもしれません。



### 問い合わせ先

農林局 林業振興課  
電話 0859-72-2020  
担当 前野 洋一

このところ全国的にイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が増加し、日野郡内では毎年約1千万円前後の農作物被害が発生し、深刻な問題となっております。

こうした中、現在、鳥獣被害対策に対する相談窓口や支援体制が不十分であるとの声が県に多く寄せられています。そこで、6月1日から各総合事務所農林局、各地方農林振興局内に「イノシシ等被害防止相談窓口」を開設し、対応することとなりました。つきましては、鳥獣被害対策に関する疑問、相談などがございましたら担当までご連絡ください。



### 問い合わせ先

農林局 農業振興課  
電話 0859-72-2007  
担当 小松、田中

日野郡での農作物の鳥獣被害状況 単位：アール、千円

	獣 害						鳥 害	
	イノシシ		シカ		ヌートリア		被害面積	被害額
	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額		
H14	1,350	10,294	-	-	-	-	150	1,965
H15	650	7,792	5	100	3	39	56	2,436
H16	679	9,783	2	35	25	550	21	167

資料：鳥獣被害及び有害鳥獣駆除実施状況調（鳥取県調べ）

## 「第3回鳥取県日野郡民行政参画推進会議」を開催しました。

日時 平成17年6月11日(土) 午前10時～午後4時30分  
場所 日野総合事務所大会議室

今回の会議では、午前中にフロアーミーティングにより、個々の委員が設定された6つのブース（総合事務所各局、教育関係、黒坂警察署）において、県政について各担当と真剣に質疑を行われ、午後には全体会議でさらに県政についての意見交換や今後の郡民会議の進め方について一生懸命討論をされました。



## 次回（第4回会議）の開催予定

日時 平成17年9月10日 午前10時から  
場所 日野総合事務所大会議室

一般の方の傍聴も可能です

## 第2回会議の意見に対する県の処理方針等について

平成17年3月6日(日)に開催した「第2回鳥取県日野郡民行政参画推進会議」での意見に対する県の処理方針等について、次ページ以降に掲載しております。  
(回数は現在の第2期委員になってからの通算回数としていきます。)

### お知らせ

・鳥取県日野郡民行政参画推進会議の第2期委員である三輪英男委員（江府町）が、鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例第7条の規定により、平成17年6月14日付けで「失職」されましたのでお知らせします。

### 参考

#### 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例 (抜粋)

第5条 前条第1項の応募資格者とは、次条各号に掲げる者のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる者以外の者をいう。

(1) 略

(3) 公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者又は公職にある者

第7条 委員は、第5条各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったときは、その職を失う

## イノシシ等被害防止相談窓口を開設しました。



5 「ケア会議の開催」について

会議意見	現状・経過	処理方針等
高齢化率の高い日野郡には介護支援を受けなくてはならない予備軍が大変に多いと思う。「こころのセーフティネット事業」の「ケア会議」においては、予防的な対応なども加えていただくことを要望したい。	「こころのセーフティネット事業」は、県内において、高齢者の自殺が全体の4割を占めること、高齢者の自殺は介護や病気といった社会的に解決できる要因によるものが多いことなどから、地域ネットワークづくりを市町村と一緒に進め、自殺防止を検討しようとするモデル事業である。日野郡では、日南町と協力して実施する予定で、現在、アンケート調査内容等を調整しているところである。	今回の「ケア会議」は、アンケート調査、巡回相談により支援が必要な方について、個別の問題解決のために開催することを考えている。 ただ、自殺予防を進めるためには、介護予防事業等による孤立防止や仲間づくりなど地域で支援する体制づくりが必要と考えており、モデル事業を実施する中で介護予防との連携も検討していく。

6 そばの産地づくりについて

会議意見	現状・経過	処理方針等
昨年の天候の悪化などで産地としてそばの生産が非常に厳しい状況になっている。農業施策がめまぐるしく変わったり補助金が削減される中で本当に日野郡をそばの産地として売り出すことができるのかどうか。日野郡産のそばで地域を売り出そうという立場としては死活問題である。そばの産地づくり対策についての考えを伺いたい。	日野郡そば研究会（平成14年3月設立）の構成員として県（日野総合事務所農林局）も加わり、産地づくりの取組を支援してきた。 今までの主な取組支援 ・生産安定：品種適応試験、栽培暦の作成（H14～） ・消費拡大：パンフレット作成（H14） ・そば焼酎の開発（H15） ・イベント開催（そば祭、フォークフェスト等）（H14～）	引き続き、産地づくりに向けた取組を支援していく。 本年は、天候不順による危険分散を図るための「夏そば」の試作及び排水対策技術の普及に取り組んでいる。

7 高規格道路江府三次線・江府町佐川・日野町間の整備について

会議意見	現状・経過	処理方針等
当初日野町の境までの5キロだったのが、4.1キロと900メートル短くなっている。 集落に帰ってそれなりの説明をする立場であるので、ルートやアウトラインについて伺いたい。	当初は、江府町佐川から日野町境までを対象としていたが、日野町境付近は現国道をそのまま利用することとし、江府町佐川から日野川左岸を通り荒田までのバイパス計画とした。 なお、平成17年3月に地元江府町、町議会、区長会等には延長4.6キロの計画を説明している。	平成17年度、延長4.6キロの計画で新規箇所として事業着手する。

8 下安井橋について

会議意見	現状・経過	処理方針等
下安井橋（江府町）は交互通行できる橋ではない。（江府道路が当面江府町荒田までというのであれば）我々住民という立場からすれば、今回は残念であるが、例えば橋なら橋の拡幅に向けて、別な方法としてこういう措置もあるんだというような前向きな考え方をいただきたい。	江府道路については、当初、江府町佐川から日野町境までを対象としていたが、日野町境付近は現国道をそのまま利用することとし、江府町佐川から日野川左岸を通り荒田までのバイパス計画とした。	下安井橋は、町の管理であり、町に確認したところ、財政状況も厳しく、橋の拡幅に着手することは当面困難とのことであった。

第2回日野郡民行政参画推進会議での意見について

（平成17年3月6日開催）

1 父子家庭への支援について

会議意見	現状・経過	処理方針等
昨今父子家庭も増えていると思う。所得制限問題も絡んでくると思うが、母子家庭の支援制度と同じような扱いについても考えていただきたい。	母子寡婦福祉資金や児童扶養手当などの国の支援制度は母子家庭のみを対象としているが、県単独制度については父子家庭も母子家庭と同様な扱いとすることとし、平成15年度から「特別医療費助成制度」、平成17年度から小・中学校入学時に支度金を支給する「ひとり親家庭助成事業」の対象に父子家庭を加えたところである。	資金の借り受けが必要な父子家庭については、生活福祉資金（貸付金額、利率は母子寡婦福祉資金と同程度：所得制限あり）制度の利用が可能であるので、その周知を図る。 児童扶養手当について父子家庭を対象に加えるよう国に働きかける。 父子家庭を含めひとり親家庭の相談窓口である母子自立支援員（日野総合事務所に配置）の周知を図る。

2 身体障害者の認定について

会議意見	現状・経過	処理方針等
年を取ったら耳が聞こえなくなるのは当たり前というところが、認定医の考えにある。身体障害者の認定を受けたらなかなか等級が上がらない。私は6級を受けてから25年になるが、等級を上げる検査というのはない。等級を上げて2級や1級になると障害者年金を払わなくてはいけなくなり、日本全国でやっていたらいくら金があっても足りないということのようだ。 17年度「障害者の実態・ニーズ調査」で、身障者に対してアンケートを取るとのことだが、アンケートの内容の中にそういったものを組み込んで欲しい。	障害者手帳の交付後、障害の内容によっては更生医療・機能回復訓練等により、障害程度が軽減されたり、年齢の経過・病状の悪化などにより、障害程度が重度化することもあり得る。 障害程度に変更があった場合、「身体障害者手帳再交付申請」を行うことができる。	障害程度に変更があった場合は、本人の意思により、身体障害者手帳再交付申請を行うことができるので、町に相談いただきたい。 なお、「障害者の実態・ニーズ調査」については、「平成17年度サービス利用実態調査」（全国調査）が行われるなど事情が変わったため、実施を見合わせたいと考えている。

3 身体障害者の補装具について

会議意見	現状・経過	処理方針等
身体障害者（聴覚障害者）には補聴器1個しか給付されない。 片側が聞こえないというのは平衡感覚が絶対取れない。聞こえなくてはどうにもならないので、私自身は両耳に自分で負担をしながら入れている（1個7万円）。皆さんそうしている。聞こえればいいではないかというこの施策をどうにかして変えてほしい。これは身体障害者聴力障害者の思いである。	補装具の給付は、原則として1種目につき1個だが、職業上又は学校教育上真に必要なと認められる場合であれば、2個交付することは可能であるとされている。（「補装具給付事務の取扱いに関する指針について」平成12年3月31日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知） 1個という基準があるが、例えば幼少時から2個装着し、2個なければ教育上影響があるなど、個別の事情によって判断される場合もある。	補聴器を片耳しか装着しないことで、平衡機能障害となる旨の医学的意見があれば、身体障害者更生相談所の判断により、補聴器を2個交付することも可能とする方向で研究してみたい。

4 生活費支援について

会議意見	現状・経過	処理方針等
家族の柱になる方が勤めができなくなって収入がない場合などに、支援するような融資制度などはないか。これからはそういうことも多くなるのではないかと考えてみて欲しい。	平成14年1月より失業者に対して離職者支援資金を貸し付ける制度として「生活福祉資金（離職者支援資金）貸付制度」を実施している。（実施主体は鳥取県社会福祉協議会。申請窓口は各市町村社会福祉協議会） また、雇用保険制度や雇用対策制度及び他法他施策を活用しても生活困窮となる場合の支援は生活保護制度の利用となる。	離職者支援資金貸付制度については県・町の社会福祉協議会に相談していただきたい。また生活困窮についての相談は各福祉事務所に相談していただきたい。 なお、新たな融資制度の創設は検討していない。



12 黒坂警察署の既存駐在所の利用について

会議意見	現状・経過	処理方針等																																								
<p>今回、黒坂警察署の新しい駐在所の場所が簡単に明示された。今までの駐在所の建物は非常に新しく、かなりのスペースがあると思う。今後の活用について、どう考えているか。地域にそれを解放していただくことができるのかどうか。できるとすればどのような手順で利用できるのか、ということについて現時点での考え方を伺いたい。</p>	<p>廃止駐在所については、警察が必要とする場合は、職員宿舎等として利用</p> <p>土地が県有地で、警察施設として利用計画がない場合</p> <p>・市町村から公共利用のための施設の譲渡希望があれば譲渡（ただし、土地は売却が前提）</p> <p>・市町村から譲渡希望がなければ、一般競争入札により売却</p> <p>土地が民間からの借地の場合は、解体して返還</p> <p>土地が市町村からの借地の場合、市町村から公共利用のための施設の譲渡希望があれば市町村に譲渡、利用希望がなければ解体して市町村に返還することとしており、現時点の状況は次のとおり。</p>	<p>廃止駐在所の利用については、市町村から利用希望があった施設については、警察本部で公共目的に合致するか否かを検討して市町村に譲渡、希望がなかった施設については解体することとして、処理方針を決めている。黒坂警察署の廃止駐在所で、今年度中に解体を計画している矢戸駐在所及び茶屋駐在所について、地区の公共施設として利用したいとの希望があれば、日南町役場に申出があれば、検討したい。</p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐在所名</th> <th>土地所有者</th> <th>公共利用希望</th> <th>今後の予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢戸</td> <td>日南町</td> <td>利用希望なし</td> <td>解体して日南町に返還</td> </tr> <tr> <td>上石見</td> <td>民間</td> <td>-</td> <td>解体して土地所有者に返還</td> </tr> <tr> <td>茶屋</td> <td>日南町</td> <td>利用希望なし</td> <td>解体して日南町に返還</td> </tr> <tr> <td>高尾</td> <td>日野町</td> <td>地区集会所として利用希望あり</td> <td>地区集会所として日野町に譲渡予定</td> </tr> <tr> <td>本郷</td> <td>鳥取県</td> <td>職員宿舎に使用中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>二部</td> <td>旧溝口町</td> <td>職員宿舎に使用中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>岸本</td> <td>民間・旧岸本町</td> <td>-</td> <td>解体して土地所有者に返還</td> </tr> <tr> <td>武庫</td> <td>鳥取県</td> <td>老人福祉施設として利用希望あり</td> <td>老人福祉施設として江府町に譲渡予定</td> </tr> <tr> <td>宮市</td> <td>江府町</td> <td>地区集会所として利用希望あり</td> <td>地区集会所として江府町に譲渡予定</td> </tr> </tbody> </table>	駐在所名	土地所有者	公共利用希望	今後の予定	矢戸	日南町	利用希望なし	解体して日南町に返還	上石見	民間	-	解体して土地所有者に返還	茶屋	日南町	利用希望なし	解体して日南町に返還	高尾	日野町	地区集会所として利用希望あり	地区集会所として日野町に譲渡予定	本郷	鳥取県	職員宿舎に使用中	-	二部	旧溝口町	職員宿舎に使用中	-	岸本	民間・旧岸本町	-	解体して土地所有者に返還	武庫	鳥取県	老人福祉施設として利用希望あり	老人福祉施設として江府町に譲渡予定	宮市	江府町	地区集会所として利用希望あり	地区集会所として江府町に譲渡予定	
	駐在所名	土地所有者	公共利用希望	今後の予定																																						
	矢戸	日南町	利用希望なし	解体して日南町に返還																																						
	上石見	民間	-	解体して土地所有者に返還																																						
	茶屋	日南町	利用希望なし	解体して日南町に返還																																						
	高尾	日野町	地区集会所として利用希望あり	地区集会所として日野町に譲渡予定																																						
	本郷	鳥取県	職員宿舎に使用中	-																																						
	二部	旧溝口町	職員宿舎に使用中	-																																						
	岸本	民間・旧岸本町	-	解体して土地所有者に返還																																						
武庫	鳥取県	老人福祉施設として利用希望あり	老人福祉施設として江府町に譲渡予定																																							
宮市	江府町	地区集会所として利用希望あり	地区集会所として江府町に譲渡予定																																							

9 河川工事の仮設道路の歩道利用について

会議意見	現状・経過	処理方針等
<p>たくさんのお年寄りが運動のために地域で歩く会があったりして、普通の歩道ではなくて、川沿いの道や山が見えたりするような場所を歩いている。その道がでこぼこしているので直して欲しいと町に要望したら、それは歩くための道ではなくて県の河川工事の仮の道だから、危険であれば直すのではなくて道を通行止めにするようなことを言われた。歩きたいというのが主旨なので、予算がもたらえたら地区でも直したいという要望もしたが、通らないのが一番の言い方をされた。こういう面での町との連携はどうなっているのか。本当に川沿いの道を直すことは県の整備では難しいことなのか伺いたい。</p>	<p>当該道路は、河川工事の仮設道ではなく、県管理の河川管理用道路である。</p> <p>河川管理用道路は、原則河川を維持管理するために設けている道路であり、道路の歩道と異なり、快適な歩行ができるような状態を確保することまでは想定しておらず、河川管理上支障があるかどうかという観点から判断し修繕を行なうこととしている。</p> <p>通常、町が住民の方からお話を受けた場合、管理者である県にその都度連絡していただいております。連絡を受けた県は、必要に応じて修繕を行なうなど、町と連携を図りながら対応している。</p>	<p>町が意見のような対応をしたのかどうか確認できなかったが、当該箇所への補修については、対応した。</p>

10 工事前仮設道路の存続について

会議意見	現状・経過	処理方針等
<p>生山のトンネル工事の際に、トラックが通らないということで川の側にそれ専用の道を作られた。細い道しかなくて交差ができるようになり良かったのだが、つい最近の自治会の話の中で工事が終わったのでその道は現状にもどうしようという話が出たが、本当に狭くて危ないところなのでできれば残していただきたい。</p>	<p>この道は、工事前仮設道路として設置したものであり、工事期間中に限り一時的に河川占用が許可されたものである。</p> <p>この道路の存続については地元より要望が出されていたこともあったが、出水期の洪水のおそれなどから存続は困難であった。</p> <p>この結果にもとづき、平成16年12月に地元生山自治会、町道管理者の日南町とも協議し、了解を得た上で、平成17年1月に工事前仮設道路を撤去した。</p>	

11 安全な道路整備事業について

会議意見	現状・経過	処理方針等
<p>江府町の181号線から482号線に上がっていく踏切の手前から交差点までがかなりの坂で、子どもの通学路になっているが、冬場にそこで滑る子どもがたくさんいる。</p> <p>先日も凍結が少し厳しかったため滑って止まっていた車の下にストンと入ってしまったということがあった。たまたま事故には至らなかったが考えてほしい。</p>	<p>当該区間の歩行者の安全交通対策としては、平成15年度に歩道境界ブロック、張り出し歩道を設置したところである。</p>	<p>凍結による歩道の滑りについては、その区間に滑り止めを検討していきたいと考えている。</p>



16 高校新卒者の離職率について

会議意見	現状・経過	処理方針等
日野高校の就職率が100%だということだが、卒業時点の就職率だけでなく、できれば1年か2年ぐらいの離職率等も統計として取って公表してもらおうと、職業高校にも企業側に評価してもらえる材料になるのではないかと。	平成17年3月卒業生においては、学校として求人開拓や就職指導に努力したことに加え、日野郡内の福祉施設や米子市のコールセンターからの求人が多かったこともあり、ほぼ100%の就職決定率となった。しかし、就職後の離職率等の正確な把握はできていない。 学校紹介で就職した生徒が離職しようと思う時には、あらかじめ必ず学校の進路担当者に相談するように指導しており、相談の結果、離職を踏みとどまった事例もあった。	学校として、県外に就職した者もあり、全ての者の状況を把握することは困難であるが、できる範囲で離職者数及びその理由を把握、分析し、以後の指導に役立てるようにしたい。 個別の学校の離職率等の公表については、慎重に検討したい。

17 スクールカウンセラーについて

会議意見	現状・経過	処理方針等
スクールカウンセラーが各中学校全校配置になるということだが、全校配置はいいが質はどうかという心配の声も聞く。それについての考えを伺いたい。	平成17年度は、スクールカウンセラーを全公立中学校60校に配置している。スクールカウンセラーは、臨床心理士21名、精神科医1名、大学教授3名、元教員8名、その他6名である。 スクールカウンセラー連絡協議会を年2回開催し、他校の事例等を話し合い情報交換することをおして資質の向上を図っている。	臨床心理士会や島根大学などと連携して、引き続き臨床心理士の資格を持っている人を少しでも多くスクールカウンセラーとして任用していきたい。 また、今年度も引き続きスクールカウンセラー連絡協議会を開催し他校の取組状況等を情報交換する。

18 不登校対応についての教育関係機関と福祉保健局との連携について

会議意見	現状・経過	処理方針等
中学校になって不登校になったのだが、その要因がADHD（注意欠陥多動性障害）にあるために不登校だったというような事例を聞いた。不登校と言っても一概に環境だけが要因ではない場合がある。もっと保育園のときに気付いて薬などの投与や病院などに掛かっていたら学校にスムーズに行けていたのというような話もある。そういう連携が教育関係機関と福祉保健局のあたりであるのかどうか。	不登校の原因にLD、ADHDなどの軽度の発達障害の二次的な障害が起因することがある。早期発見、早期対応と一貫した支援をしていくことが大切であることから、福祉保健局と教育委員会が連携した支援体制づくりに取り組み始めたところである。 例えば小学校と保育所・幼稚園との情報交換の場を設けたり、保健局が行う5歳児検診に学校教育担当者が立ち会うなど。 また教育委員会ではLDやADHDなどについて専門研修を受けた教員（LD等専門員）が、依頼に応じ保育所や幼稚園へ相談員や研修講師として出向き、適切な支援が図られるよう指導助言する取組を継続して行っている。	保育所・幼稚園やその保護者に対し、引き続きLD等への取組に関する啓発活動を進めるとともに、教育委員会と福祉保健局との連携ある対応を充実するよう努める。

19 不登校についての情報提供や講演会について

会議意見	現状・経過	処理方針等
不登校という一般に思われているような環境的なことや家庭生活ばかりが要因ではないというような情報提供や講演なども学校関係でしていただきたい。	不登校に至る原因の中には、様々なものがあるが、問題行動やLD、ADHD等に起因するものもある。教育委員会では、不登校に関する教職員研修資料「明日、また学校で、」を全教職員に配布し、不登校の未然防止の重要性を訴えるとともに日常的な取組や研修等で活用するよう情報提供している。	日野教育支援センター等と連携を図りながら、不登校児童生徒の体験活動や保護者の研修会の開催など、今後も必要な情報を保護者や生徒に提供していく。

13 振り込め詐欺への対応について

会議意見	現状・経過	処理方針等
江府町では駐在所が江尾に一つとなってしまふ。最近の振り込め詐欺などの対応について心配しているが、どう考えているか。	黒坂警察署管内の振り込め詐欺の被害状況は(旧溝口警察所管内を含め)、平成16年の1年間で5件を認知し、被害合計額は約315万円、平成17年は4月末現在で、1件、被害額56万円を認知している。 また、県内の振り込め詐欺は、平成16年の1年間で合計142件を認知し、被害合計額は1億5,000万円を超えた。平成17年は4月末現在で、合計75件を認知し、被害合計額は1億円を超えており、依然として高水準で発生している。 黒坂警察署では組織再編前から、振り込め詐欺事件の捜査を活発に展開するとともに、駐在所の警察官を含め警察署全体の活動として、警察広報紙を配付したり、各種会合の場で視聴覚機材を活用して講演を実施したり、各家庭の電話機に被害防止のステッカーを貼付したり、高齢者方の巡回連絡するなどして被害予防活動を強化しており、さらには、公共広報紙、マスコミ等関係機関を通じた啓発活動や、その他金融機関のATMに被害防止のステッカーを貼付するなどして、振り込め詐欺の抑止について強力に推進しているところである。	振り込め詐欺の被害予防については、管内住民の皆様にもかなり周知されてきたものと考えているが、黒坂警察署では組織再編後も、警察署全体の活動として引き続き、これら被害抑止対策を強力に推進していきたいと考えている。

14 駐在所の体制について

会議意見	現状・経過	処理方針等
江府町駐在所の1カ所で1人だと留守のときがほとんどになる。できれば2人いていただきたいと思うが予算の関係があると思う。駐在所の中にいつも駐在さんがおられるという安心感がほしい。	江府町の駐在所は、世帯数と事件事故の発生状況を考慮し、3カ所から1カ所に再編し、現在は江尾駐在所に1人の勤務員を配置して対応している。	管内治安については、駐在所員による巡回連絡やパトロールは勿論、自動車警ら隊と黒坂警察署及び同署溝口幹部派出所のパトカーによるパトロールを強化し昼夜の治安維持に当たっている。 また、駐在所員の転用勤務を抑制し、管内での活動を増やすこととしているほか、学校、金融機関、駅等の立寄りも従前に増して行っており、これら地道な活動を続けていくことが、住民の方々の理解につながり、安心感を得ることになると考えている。

15 駐在所の再利用について

会議意見	現状・経過	処理方針等
駐在所の再利用で職員の官舎も有効利用案としてはいいと思うが、駐在所がそれだけ減るということは、駐在さんと地域との密接な接点がなくなるので、官舎として使用ということであれば、単に帰ってきて寝て朝出るといふことだけではなく、地域との触れ合いを持っていただきたい。	職員には、地域住民の一員として、可能な限り、地域の一斉清掃、運動会、会合等の自治会行事へ積極的に参加するよう指導している。	引き続き、可能な限り、地域住民として自治会活動への積極的な参加を指導していきたい。



20 ゆとり教育について


会議意見	現状・経過	処理方針等
先生方の計画として1時間に行われる授業内容は決められていると思うが、子どもの質問が時間中になかなかできないというようなことも聞く。そういう時間がゆとり教育の中で削られていくとしたら、ちょっと問題があるのではないか。	ゆとり教育は、教育内容を精選し時間的にも精神的にもゆとりのある中で、個性を活かしながら豊かな自己実現を図ることができるよう教育活動を展開することをねらいとしている。	「ゆとり」によって「じっくり学習できる」、「関心や課題に応じた学習ができる」、「体験や実感を伴いながら学習できる」といった学習効果が期待でき、授業中に子どもたちが質問できないといったことはないものと考えているが、西部教育事務所を通じて、各学校の実態を把握し、改善が必要な箇所があれば改善する。

21 子どものしつけの継続性について

会議意見	現状・経過	処理方針等
小学校までは掃除にしても時間的なものにしても、ちゃんとしている子がかかりいると思う。成長期の反抗かもしれないが、中学校になってから掃除や授業時間というけじめというのがなかなかできないようになる。だんだん大きくなるにつれてそれは難しいのかもしれないが、心配している。	中学校においては、掃除の時間や学習時間の取組方も含め生活指導を行っている。	しつけは、家庭に負うところが大きいので、引き続き学校だけでなく家庭と連携しながら指導していきたい。

22 学校施設内への不審者の侵入について

会議意見	現状・経過	処理方針等
学校施設内への不審者の侵入については、当然、学校現場または地域、それから警察等々の連絡は密にしていかなければいけないが、米子辺りでは学校現場にそういう警備員等を配置するという話もあったようにも聞いている。過疎地域とは言え、そういうことは皆無とは言えないので、それについての考え方を教えていただきたい。	小学校・中学校への安全対策については、従来から安全対策マニュアルの指導や防犯器具の紹介などをして配慮している。 装置や機器の設置は、本来設置者である市町村が整備するものであり、県教育委員会としての助成は現在のところ考えていない。 県立盲・聾・養護学校については周囲の柵・門扉等の整備を行い、入り口部分には事務室を配置し、来訪者に対応できるようにしている。	装置や機器の設置についての補助は考えていないが、今年度は地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用して地域社会全体で学校安全に取り組む事業を全県的に実施することとしている。



編集後記

4月に今の職場に来て事務所だよりの担当になって早3ヶ月余り。事務所だよりの編集作業はようやく2回目ですが、日野郡のことをもっと知らないといけないーと痛感しています。

お知らせですが、このたびは事務所のホームページが新しくなりました。アドレスはこの下にあります。日野郡のタイムリーな情報を発信していきます。是非ともご利用下さい。



編集発行：鳥取県日野総合事務所県民局 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1  
 TEL 0859-72-0321 FAX 0859-72-2072  
 E-mail h-kenminkyoku@pref.tottori.jp URL http://www.pref.tottori.jp/hinosougou/

